

瀧川政次郎の東洋法制史学に関する中間報告

西, 英昭
九州大学大学院法学研究院 : 教授

<https://doi.org/10.15017/7329609>

出版情報 : 法政研究. 91 (3), pp.233-262, 2024-12-18. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics) Kyushu University

バージョン :

権利関係 :



瀧川政次郎の東洋法制史学に関する中間報告

西 英 昭

はじめに

一 東洋法制史関連の著作について

- (1) 書籍収録の諸論考
- (2) 書籍未収録の諸論考
- (3) 『支那社會經濟大辭典』

二 旧満洲及び北京における諸活動について

- (1) 瀧川法律研究所
- (2) 中国法制調査会
- (3) 漢籍の収集
- (4) その他

おわりに

【資料1】 瀧川政次郎東洋法制史関係文献目録（稿）

【資料2】 『支那社會經濟大辭典』 所収の瀧川担当項目

【附記】

はじめに

本稿は瀧川政次郎が戦前旧満洲及び北京において行った東洋法制史に関する研究その他諸活動について、不完全ながらその関連情報を整理し報告するものである。

瀧川が著名な法制史学者の一人であることは今更喋々を要しない。彼がその波乱

* 本稿を草するにあたり岡野誠先生、小林宏先生、高塩博先生、長又高夫先生、吉原丈司先生、吉原達也先生より懇篤なる御教示を頂いた。明記して深く御礼申し上げたい。

万丈の人生の中で一時期を旧満洲及び北京に暮らし東洋法制史の研究に没頭したことも周知に属すると思われるが、その方面に明るくない向きも或いは有るかと思われるので、その年譜⁽²⁾から関連事項を確認しておこう。以下の如くである。

昭和九年十二月	満州国司法部法学校教授（新京在住）。
十年四月	満州国司法部参事官。
十二年七月（40歳）	吉林高等法院審判官（判事）。 満州国総務庁嘱託・南満州鉄道株式会社嘱託（北京に移住）。
十二年十月	（日本）司法省嘱託。
十二年十二月	中華民国臨時政府新民学院教授
十四年八月	満州国総務庁参事官（再び新京在住）。
十五年四月	満州建国大学教授。
十五年五月	中国法制調査会を設立、会長となる。
十六年二月	満州国立中央図書館籌備処長兼満州建国大学教授。
十六年三月	満州建国十年史編纂会編纂主任。
十六年九月	満州学会会長。
二十年八月（48歳）	新京で終戦、ソ連軍に捕わる。

瀧川の旧満洲及び北京における活動については彼自身雑誌等の媒体において語っており、また驚異的なまでに詳細な著作目録が嵐義人「瀧川政次郎論著目録（稿）」⁽³⁾

- (1) 瀧川の生涯については短文ながら自伝的性格を有する瀧川政次郎「私の履歴書⑤ 法制史の研究に献身」（古代文化2・4・1958）、さらには嵐義人「恩師歴訪《明治生れの史家展望②》瀧川政次郎博士——法制史学の泰斗」（歴史研究264・1983）、嵐義人「瀧川政次郎博士の歩まれし道」（歴史研究372・1992、後に瀧川政次郎『裁判史話』（燃焼社（復刻版）・1997）投込附録として収録、さらには嵐義人『余蘊孤抄』（アーツアンドクラフツ・2018）へと収録）、吉原文司「瀧川政次郎博士関係資料抄（十訂稿）」（令和6（2024）年4月24日（水）現在）（<https://home.hiroshima-u.ac.jp/tatyoshi/takikawa001.pdf>）、瀧川の学問については齋藤博「瀧川史学の研究序説」（獨協大学経済学研究45・1986、齋藤博『歴史の精神』（学文社・1986）へも収録）、長又高夫「瀧川政次郎」（國學院大學日本文化研究所報247・2005）等参照。
- (2) 嵐義人『余蘊孤抄』（アーツアンドクラフツ・2018）287-289頁参照。
- (3) 瀧川政次郎・嵐義人「元満州国立中央図書館籌備処長——瀧川政次郎（たきかわまさじろう）氏（専門家訪問）」（書誌索引展望6・1・1982）、河野昭昌「元「満州国」司法官吏・建国大学教授

（瀧川政次郎『律令の研究』（名著普及会・1988復刻版）所収、以下「嵐目録」と略す）として公表されている。さらには島善高による極めて精緻な諸研究、加えて荊木美行「瀧川政次郎博士と中国法制史」（皇學館大學紀要52・2014）があり、瀧川の旧満洲及び北京における足跡、発表した業績についての情報が詳細に整理され、筆者もこれらに尽きるのだらうと長年思っていた。

しかしながら昨今、ふとした機縁から瀧川について再調査を行ったところ、嵐目録に未収録の瀧川の論考百余点を得るに至り、中には今日でも有用な文献でありながら十分に紹介されていないものも多いことが判明したため、今回その書誌情報を整理するとともに、瀧川の旧満洲及び北京における諸活動についても先行研究において触れられなかった情報を取り纏め、報告することとした。

他方、瀧川の渡満前の業績、戦後日本における業績、旧満洲及び北京滞在中に発表された日本法制史の業績については、それらを含めるとあまりに膨大なものとなるため、基本的にこれを割愛した。特に律令等については日本法制史と東洋法制史の双方に関連し、両者を截然と区切ることは或いは瀧川本人の意向にも反するかも知れるが、全てを扱うとなると一篇の論文では到底及びもつかず、已む無く東洋法制史のみを取り上げることを諒とされたい。

調査については時間的制約もあり、もとより遺漏の多いことを予め陳謝せざるを得ない。また記念号に当たり厳しい字数制限もあり、十分な記述は困難である、本稿が中間報告と名乗る所以であるが、瀧川の東洋法制史学について再検討を行う手がかりとして、各位よりの御教示を得る呼び水ともなれば幸いである。

授瀧川政次郎氏に聞く」（漁夫之理4・1991）参照。なおこれらよりも早い段階で瀧川政次郎「満洲国立中央図書館籌備処の思ひ出」（雁信1・1951）なる文章が発表されていることが嵐目録に見えるが、現物に接し得なかった。「Hatena Blog 書物蔵」に収載の「この期におよんでまた図書館史」（<https://shomotsugura.hatenablog.com/entry/20051023/p3>）等の記事に拠れば、数十部印刷されて関係者にのみ配布された相当な稀観本のようなものである。所蔵の方が居られれば情報をお寄せいただければ幸いである。

- （4） 島善高「国立新民学院初探」（早稲田人文自然科學研究52・1997）、同「瀧川政次郎博士の芝川永助氏宛書簡」（法史学研究会会報3・1998）、同「北京における瀧川政次郎先生」（國學院大學日本文化研究所報35-1（202）・1998、後に國學院大學日本文化研究所編『律令法とその周辺』（汲古書院・2004）に収録）、同「中国における瀧川政次郎先生」（古代文化51-2・1999）、さらにはそれらを集成する形で「瀧川政次郎小伝——東京裁判の頃まで」（瀧川政次郎『東京裁判をさばく』（慧文社・2006）所収）が公表されている。

一 東洋法制史関連の著作について

(1) 書籍収録の諸論考

瀧川は東洋法制史に関する論考を陸續と公表する傍ら、折々にこれらを文集に纏め刊行しており、現在のところ瀧川政次郎『滿支史説史話』（日光書院・1939.9）、同『支那法制史研究』（有斐閣・1940.4）、同『法律から見た支那國民性』（大同印書館・1941.5）、同『法史零篇』（五星書林・1943.9）の4冊を閲することが出来る⁽⁵⁾。順に見てゆこう。

『滿支史説史話』に収録された31編の文章は、時論もあるが大半は歴史関係に充てられており、渡満前から手掛けていた唐代に関する論考に止まらず、實地に足を踏み入れたことが機縁となったものか渤海や遼・金に関する論考が並び、さらには明清にも及ぶなど、幅広い時代の東洋史が取り扱われている。

同書収録の各編の出典について瀧川は「本書に収むところの諸篇は、大たい昭和九年以降在滿在支の五年間に、法曹雑誌、滿洲行政、滿蒙、歴史教育、中央公論、文藝春秋、大阪毎日新聞その他の雑誌新聞に掲載したものであるが、「日渤打毬の競技」「漢土證記方法各種」「紅契と白契」等は、舊稿の傍がないまでに増訂を加へた。」(序2頁)と述べている。出典を辿ると確かに瀧川の説明通りであるが、収録された31編の文章のうち、約半数に当る17編が『法曹雑誌』に寄稿されているのが目を引く。

『法曹雑誌』を刊行した法曹会は「滿洲國及諸外國法制ノ研究並ニ滿洲國司法事務ノ整備刷新ニ資スルコト」を目的として滿洲国司法部に設置されたもので、司法部職員に加え司法部法学校の教員、裁判官、検察官等を正会員として活動していたものであり、司法部法学校教授であった瀧川が正会員として健筆を揮ったものと思われる⁽⁶⁾。

(5) なお未刊行に終わった書籍もあったようで、春山行夫『滿洲風物誌』（生活社・1940）には「新京で『東方國民文庫』を見かけたことは既にかいた。…宣言によるとこの叢書はドイツのレクラム、日本の岩波文庫を標榜して創刊されたもので、…瀧川政次郎著『滿洲文化史』、…などが豫告にでてゐるがその後一向進行してゐないやうである。」(405頁)とあり、また「重版・近刊圖書目録（自三月廿六日至四月十日出來豫定）」(出版普及3-6・1943)には「ダイヤモンド社 瀧川政次郎 漢民族統治史 B6 200頁 150」との情報が掲載されている。

(6) 法曹会及びその刊行物『法曹雑誌』については「財團邦人法曹會捐助章程」及び「法曹會會員及刊行物章程」、古田正武「法曹雑誌發刊の辭」（3点ともに法曹雑誌1-1・1934所収、本文の引用は捐助章程第二条）、「法曹會と其の貢獻」（滿州帝國政府編『滿洲建國十年史』（原書房・

『支那法制史研究』には唐宋・清を中心とした論文17編が収められている。同書は後に『中国法制史研究』（巖南堂書店・1979）として改題複製されたが、その際に瀧川自らが各論文の出典、内容についての解説を行っている⁽⁷⁾。

『法律から見た支那國民性』について瀧川は「本書は、最近兩三年間に、私が新聞雑誌に発表した「讀み物」の中から、支那の法律と國民性との問題に關係あるものを選び集めて一卷の書としたものである。」（序1頁）と述べ、「本書の諸編は、冥婚考一編を除く外はいづれも「東京日日新聞」文藝春秋社の「現地報告」等に掲載されたものに多少の筆削を加へたるもの…」（序3頁）としている。「冥婚考一編を除く外はいづれも」と述べるところを見ると「冥婚考」は書下ろしなのかも知れないが、それ以外は確かに『東京日日新聞』、『現地報告』に加えて『滿洲行政』、『太平洋』、『文藝春秋現地報告時局増刊』に出典を求めることが出来る。時論、文化論が多く見られるのが特色と言えようか。

『法史零篇』について瀧川は「本書は、著者が最近二年間に新聞雑誌に発表した雜文を集めたものであつて、放送の原稿も一二交つてゐる。」（序1頁）と述べている。出典を見ていくと新聞では『滿洲新聞』や『滿洲日日新聞』、雑誌では『建國大學研究院月報』、『滿洲の技術』、『滿洲經濟』、『財政』、『現地報告』、『書光』、『藝文』、『收書月報』、『文藝春秋』と多岐にわたるが、なお出典未詳のものも多い⁽⁸⁾。

戦局悪化の中で瀧川の諸論考は批判を浴びることもあったようで、岡村敬二は『資料公報』に掲載される原稿が、戦時状態に協力していないとの批判があったのかもしれない。そしてその記事とは処長瀧川政次郎のものであったようだ⁽⁹⁾と述

1969）924頁）、双川喜文「法曹會設立當時の事ども」（濃曹會報1-1・1939）等参照。なお『法曹雜誌』以外に会員の親睦を図る場として雑誌『濃曹會報』も刊行された。

（7） ただし「慣行調査と大清會典」は、…司法部の機関誌『法曹雜誌』に掲載したもの…」（序7頁）とあるのは瀧川の勘違いであり、正しくは法律時報11-6・1939である。

（8） 収録される文章中「南方圈の法系」「戸部と民部」「儀同三司の母」「花判」「刑の原義」「妻と妾」「女囚」「姦」「男姦」「鶏姦事例」「圖姦事例」「鬼神明斷を嘆賞す」「李公驗釋」「柱國章」「北京の史蹟概観」「北京の官衙址」「近頃の上海」につきその出典を明らかにし得なかった。うち「北京の史蹟概観」はですます調の文章であることから放送原稿の可能性があり、また「北京の官衙址」は冒頭「會々月刊『燕塵』の原稿締め切りといふ間際に、また此の懐かしの北京に来あはせた。」とあることから、雑誌『燕塵』（再刊1巻1、2号（1941）が東洋文庫に所蔵されるが同号には掲載なし、3号以下については管見の限り所蔵機関を見いだせなかった）に掲載されたものかとも思われる。これらにつき出典情報をお持ちの方が居られればその示教を切に希望したい。

（9） 岡村敬二『遺された蔵書 満鉄図書館・海外日本図書館の歴史』（阿吽社・1994）158-159頁。

べている。或いは『法史零篇』が大同印書館等ではなく五星書林⁽¹⁰⁾という小書肆から出版されたこともこれに関連するのかも知れない。

瀧川が「研究断片」と称するこれらの文章の持つ魅力については既に紹介もあり⁽¹¹⁾、何より各人が読者として自由に味わうべきものであろう。なお、瀧川がこうした文章を数多くものすに到った端緒を大河平隆光『支那の真相』(大阪屋號書店・1917.5)に求める逸話がある⁽¹²⁾。

(2) 書籍未収録の諸論考

書籍に纏められなかった瀧川の論考は相当な数に上る。専門的な論考だけでも十分『続・支那法制史研究』は出版出来たのではないと思われる。

後進の育成を意識したものか、研究の手引きとも言える論考も数多く発表されている。特に「法制」(支那問題辞典編集部編『支那問題辞典』(中央公論社・1942.3)所収)や「清末民初の法律資料解題」(資料公報4-7/8・1943.8)⁽¹³⁾は現在でも清末民初期の法制史を手掛けるにあたって格好の参考文献たる地位を失わない。また研究史を窺う上では「隣邦に於ける法制史の研究」(法學志林33-11・1931.11)、「近代支那に於ける法制史研究素描」(東亞6-12・1933.12)、「近世の漢律研究について」(史學雜誌52-4・1941.4)等はいずれも必見の文献と言えよう。

中国近代法史に関する貴重な情報も散見される。「法律博物館と法律古文書館」(法曹雜誌7-1・1940.1)では「前に述べた明治大學の法律博物館には、清朝の末期

(10) 五星書林については橋本雄一「『砂漠』に歌われた痕跡(イメージ)」(人文と教育(千葉大学)1・2005)註1に「金音は1916年に遼寧省の「奉天」(今の瀋陽)の生まれ。本名は馬家驥。…教師を辞めてからは、五星書林を立ち上げ、「満洲国」の中国人の作品紹介にも努める。…」(95頁)とある。

(11) 例えば荊木美行「瀧川政次郎博士の考証随筆」(瀧川政次郎『裁判史話』(燃焼社(復刻版)・1997)投込附録)など。

(12) 「先日、建國大學教授瀧川先生が…私の方へ見えた時、大河平老先生と一緒になられた、その時瀧川教授は『今はもう絶対に見られなくなつた支那の風俗習慣宗教等についての唯一の手がかりは「支那の真相」と云ふ古い大きな本であるが、私の支那研究は全く此の本を手引きにして始めたのである。もう今、あの本は全く手に入らない珍本であり、古典である』と云はれた。がこの「支那の真相」こそ大河平隆光先生の舊著の一つなのである。その著者が生きて瀧川教授の前に坐つてゐたのだから教授は驚かれた。…」(櫻澤如一「二十八歳の一日本青年の設計大奉天市は如何にして生れたか」(大亞細亞8-10・1940)52頁)。

(13) おそらくはこの論考と関係するものと推定されるが、瀧川は1943年10月28・29日の両日、東洋文庫の東洋学講座において「清朝法制史料解題」と題する講演を行っている(「戦前の東洋学講座について」(東洋見聞録39・2024)4-5頁参照)。

の立法機関であつた「欽命修訂法律館」の立看板が陳列されてゐる。この立看板は、嘗つて修訂法律館の顧問であつた同大學の教授故岡田朝太郎博士が、欽命修訂法律館停廢の際に記念品として貰ひ受け、これを日本に持ち歸つて明治大學に寄贈せられたものである」(55頁)との情報が語られる。現在この扁額の行方は分からないが、大變興味深い挿話である。⁽¹⁴⁾

「清末に於ける慣行調査」(法曹雜誌9-11/12・1942.12)では、先行して發表された「民國初年に於ける滿洲の慣行調査」(滿洲行政7-12・1940.12、後に『法律から見た支那國民性』(大同印書館・1941.5)に収録)よりもさらに詳細に清朝末期の調査の沿革の説明や調査資料の解題が行われている。筆者は先年関係する拙論をものしながらも当時この論考を参照し得なかった。自らの調査能力不足を恥じ、ここに深くお詫びする次第である。⁽¹⁵⁾

「沈家本の紀功碑」(法曹雜誌10-4・1943.8)には「民國二年十一月、國務總理熊希齡が、前に銓叙局をして撰擬せしめた沈家本の碑文を、大總統袁世凱に轉呈する文書が出てきた。」(84頁)として「前法部正首領沈君之碑」全文が収録されている。瀧川は「恐らく此の碑文は撰ばれただけで、石に刻して建てる前に政變が起つて有耶無耶に葬られたものであらう。」(88頁)としているが、貴重な史料の翻刻記録とすることが出来よう。

滿洲国法制を見るにあたっては勿論瀧川の途方もない情熱の結晶である『滿洲建国十年史』(原書房・1969)の「第五章 司法十年史概説」・「第六章 司法制度」・「第七章 司法法規」がまず参照されるべきであるが、「滿洲國司法制度ノ現在及ヒ將來」(法律時報7-7・1935.7)や「滿洲國立法史概要」(滿洲法學會編『滿洲國六法全書』(大同印書館・1943.10)所収)等も入門としては役立つ。当時の学界状況として「滿

(14) 島田正郎『清末における近代法典の編纂』(創文社・1980)はこれにつき「私は、少年のころ、博士の葉山の邸で、博士の歸國のさい記念として「修訂法律館」の篇額を贈られ、これを明治大學に寄贈したという話を聞いたことがある。同じ話を瀧川政次郎博士も、岡田博士から聞かれたことがあるという。しかし、いま明治大學にそれがなお保存されているかどうかを私は知らない。」(29頁註11)と述べている。この問題については岡野誠先生より懇切なる御教示を頂いた。厚く御礼申し上げたい。なお念のため明治大学博物館に問い合わせたが、篇額は見当たらないとのことであつた。戦後か学生運動の混乱期に失われたものかも知れない。

(15) 拙著『近代中華民国法制の構築』(九州大学出版会・2018)第2章(初出は拙稿「『民商事習慣調査報告録』成立過程の再考察」(中国——社会と文化16・2001)及び「清末各省調査局について」(法史学研究会会報15・2011))参照。

洲國法律研究の現状とその文献」(讀書人2-9・1942.9)も興味深い⁽¹⁶⁾。

(3)『支那社會經濟大辭典』

戦前最末期も最末期、山口經濟専門學校東亞經濟研究会編『支那社會經濟大辭典』第一卷(ア-カ)(大雅堂・1944.12)が出版された。この辞典に瀧川が参加していたことは知られており、嵐目録にも「過所(ほか37項) 支那社会經濟大辞典 1 昭和19年12月」と記載されている(105頁)。しかし詳細に見直すと、実に(「共著」も併せ)108項目に上る記述が掲載されていることが判明する。さらには小早川欣吾による記述(「共著」含む)⁽¹⁷⁾が67項目、仁井田陸による記述(「共著」含む)が21項目、加えて法制史を専門とする訳ではない学者達によって法制関連の項目が執筆されている箇所もある。書名からは想像が着きづらいかも知れないが、法制に関する項目が相当充実した、法制史学史上言及されて然るべき辞典であることが判明する。

さてこの辞典の続きはどうなったのか、山口大学図書館に問い合わせたところ、同館に存置の東亜經濟研究所関係資料の中に『支那社会經濟大辞典』編纂関係』として段ボール4箱程の史料が存在する旨をご教示頂き、同館及び所蔵機関たる山口大学東亜經濟学会のご厚意により閲覧の機会を得ることが出来た。明記して感謝申し上げる次第である。以下、残された史料から今少し詳しく編纂の経緯を見てお

(16) なおこれらに加えて村教三「滿洲法政學界の素描」(法曹雜誌8-1、2・1941)が詳細である。滿洲国時期の法学関係の諸論考については当座、高田源清「滿・支私法文獻(邦文)解題」(巖松堂書店・1939)及びその補遺に位置付けられる高田源清「東亞の法制的研究の業績展望 自昭和十六年一月至昭和十七年六月」(高岡高等商業學校研究論集15-2・1942)が参照に便であるが、戦前最末期である1940年代については目録の発掘や書誌の整理が十分とはいえない。専門家により「滿洲国法制研究入門」が書かれることを期して待ちたい。

(17) 木部和昭「山口高等商業學校の東アジア教育・研究と東亜經濟研究所」(東亜經濟研究67-2・2009)59頁。

(18) ここで「共著」とするのは、辞典の凡例に「尚ほ同一語彙の署名に(山本・小林)とある如き場合は執筆の原稿が重複したやうな時、編纂員が兩原稿を適宜併合したからである。」(凡例4頁)とあり、通常の所謂共著とは異なる取り扱いが行われていることによる。

(19) 小早川の手になる67項目の記述が存在することにつき、2023年7月11日付メールで吉原丈司先生にお伝えしたところ、たちどころに「小早川欣吾先生略年譜・著作目録(十三訂稿)(令和5(2023)年7月11日(火)現在)」(<https://home.hiroshima-u.ac.jp/tatyoshi/kobayakawa001.pdf>)及び「『小早川欣吾先生東洋法制史論集』収録論稿目次その他(六訂稿)(令和5(2023)年7月17日(月)現在)」(https://home.hiroshima-u.ac.jp/tatyoshi/kobayakawa_toyohoseishi.pdf)を改訂・公表頂き、懇篤なる謝辞まで頂戴した。ご厚情に改めて深く感謝申し上げます。

きた⁽²⁰⁾い。

昭和15年4月、編纂主任を木村増太郎、顧問及び編纂委員を作田正一、根岸佑、小島佑馬、矢野仁一、徳重伍介、西山榮久、石津漣ら（但し資料によって異同が激しい。人選にも難航したようである）に委嘱する形で編纂が正式に開始された。これに先んじて昭和14年11月4日付で興亜院総裁宛の刊行趣意書・編纂費補助申請願の草稿が残されていることから、計画自体は早期から議論されていたことが推定される。計画を推進し各所からの寄付集めに奔走したのは時の校長・岡本一郎⁽²¹⁾であった。昭和16年2月、改造社との間に出版契約が締結されるが、同9月、編纂主任は木村増太郎から西山榮久へ交代、語彙の収集とその査定会議が行われ、同10月末に第一巻分⁽²²⁾の原稿執筆依頼が行われている。法制関係ではその沿革、社会経済法令、社会経済行政について計500項目を瀧川が担当することになった。ある程度目鼻がついたということからか、同12月には機関誌『山口商學雑誌』に辞典の計画が披露⁽²³⁾されている。

昭和17年1月より編纂会は編纂事務所の一部を東京にも設置、4月からは編纂事務所全般を東京へ移転、12月には日本出版文化協会へ辞典発行の申請を行い、第1巻分の原稿を出版社へ引き渡した。時局柄印刷は難航したようで、昭和18年11月、第1巻分の初校が完成した。同時期には第2、3巻分の原稿編纂も終えられている。

明けて昭和19年夏、出版契約を結んでいた改造社が廃業、急遽大雅堂との間に新たに出版契約を結び直すこととなった。印刷用の紙の確保に相当苦心したようであるが、何とか第一巻（アーカ）につき出版に漕ぎ着けた。奥付の日付は昭和19年12月1日印刷、同15日発行、初版5000部であった。戦局が益々悪化し書籍の梱包・運送資材にも事欠く中、終戦を迎えて旗振り役であった岡本一郎が退職、母体となった東亜経済研究会自体が解散となり、編纂事業自体が霧消することとなった。

(20) 以下の情報は東亜経済研究所関係資料「『支那社会経済大辞典』編纂関係」に含まれる「支那社会経済大辞典編纂事業報告書」「事業報告書（昭和十七年度）（昭和十八年度）」、「支那社会経済大辞典刊行趣意書及び同編纂費補助申請願（興亜院総裁宛）」、「項目選出部門及部門ウエイト並擔當者表」並びに「支那経済社会大辞典」序文に説かれるところを整理したものである。

(21) 履歴については「會報」（山口商學雑誌16-1/2・1946）102頁参照。

(22) 依頼を受けた側の史料として例えば高知大学学術情報基盤図書館所蔵の小島〔祐馬〕文庫の中に担当項目リストと執筆要項が残されている。松田清「小島文庫資料目録」（<https://www.lib.kochi-u.ac.jp/library/chuokan/siryu/special/ojima/ojimashiryu.pdf>）151番参照。

(23) 「敬告」（山口商學雑誌12-6・1941）78頁。

但し戦前最末期まで編纂作業は続けられたようであり、辞典のキーコにあたる部分について、簿冊18冊に綴じられた原稿が残されている。サ以降については散発的な原稿が残るのみであり、本格的な編纂作業はコまでで中絶したか、或いは東京事務所の方に原稿があったのかも知れない。簿冊群についても未だ取捨選択の途上にあったようであるが、これらに残された瀧川執筆の原稿を数え上げると、178項目453枚（200字詰）、ボツ原稿として保管されている8項目24項目を併せると実に全186項目477枚もの量になり、優に論文1本分の字数を超える（項目詳細は末尾【資料2】を参照）。辞典全体は全8冊計画であったようだが、ワ行の最後まで完結していたとすれば一体何項目を手掛けることとなったのであろうか。

ちなみにこのキーコの簿冊群には小早川欣吾の手になる原稿233項目分、無記名ながら小早川筆と推定されるもの21項目、ボツ原稿5項目を併せると全259項目337枚も残されている。1944年6月15日に44歳の誕生日を翌日に控えつつ早世した小早川の早すぎる最晩年の仕事として、また東洋法制史学史の一齣として、大変貴重なものとなることが出来よう。

法制史関連の項目を一覧すると、基本事項もさることながら、かなり技術的な用語も多く収載されていることに気付く。恐らくは『六部成語註解』の存在が一定の影響を与えたものと見ることが出来る。同時期に『六部成語註解』（内藤乾吉・1940）が刊行されつつも同書が持つ問題について内藤乾吉「六部成語註解に就いて」（東洋史研究5-5・1940）が鋭い指摘を行っているが、これらを瀧川乃至小早川は知っていたのか、興味深い所である。

項目の策定については、先行する東川徳治『典海』（法政大學出版部・1930）の存在にも気になる。同書は東川徳治『支那法制大辭典』（松雲堂（發賣）・1933増訂）として改訂され誤植等の補正が行われたが、同書が『六部成語註解』に拠ったが故の問題についても先の内藤論文が指摘を行っている。さらに先行する辞典としては〔満洲國〕司法部編纂『法律用語彙典』（〔満洲國〕法曹會・1936）⁽²⁴⁾や満洲帝國協和會・地籍整理局分會編『土地用語辭典』（巖松堂書店・1939、後に巖南堂書店・1981と

(24) 同書は山根幸夫の尽力により東川徳治『中國法制大辭典』（（株）燎原・1979）として復刻された。山根幸夫「東川徳治と『典海』編纂の経緯」（汲古27・1995）も参照。

(25) 満洲国に勤務する日本人官僚の執務上の便宜を図るために法令、慣習、公文の用語につき解説を加えた辞典で、1934（康德元）年3月に編纂委員會を設置、飯塚敏夫、泉顯彰、前野茂、

して復刻）の存在を指摘することが出来るが、瀧川の手元にあったかどうか、あったとしてどの程度参照されたかは不明である。他方瀧川が辞典の編纂につき強い関心を持っていたことは別途挿話として伝えられている⁽²⁶⁾。

二 旧満洲及び北京における諸活動について

（１）瀧川法律研究所

島善高は、瀧川政次郎編著『日文新民六法全書』（新民印書館・1939.6）の序文からその発刊の目的、内容、翻訳の経緯や編纂事業参加者についての情報を整理し、特に参加者について「瀧川法律研究所員小川久雄」の名が見えることから「これによれば『瀧川法律研究所』の所員は小川氏一人で、他はいずれも他機関に職を得られている方々の方であるから、研究所とは言っても、その規模はごく小さなものであったと思われる。」⁽²⁷⁾としている。

島は言及していないが、当事者として参加した眞鍋藤治^{とうじ}の回想には、より具体的な活動内容が述べられている（以下、〔 〕は筆者補訂）。

「瀧川法律研究所では、多くの同志と共に、日中共存共榮の見地から、中国六法の逐条討議を重ね、関連する日本民法の条文を挿入した「新民六法」を編纂して、大同〔印〕書館から出版した。」⁽²⁸⁾

「…急迫する治外法権徹〔撤〕廢に備え、中国法の索引を作ることとし、昭和

菅原達郎、久保田榮祐、程義明らを編纂委員として編集が開始され（満蒙資料協會編『満洲紳士録（第一版）』（満蒙資料協會・1937）644、1199～1200、1231～1233、1378、1403頁、満洲國通信社編『満洲國現勢（康德6年版）』（満洲國通信社出版部・1939）103頁参照）、一年余りで脱稿し刊行された。満洲各地の図書館に所蔵が確認出来るが、内地では殆んど流通しなかったものか、稀覯に属する辞典である。

(26) 「…「エンサイクロペヂヤ・シニカ」とでも名づくべき支那百科辭典については、聞く人がそれほどの賛成を示さなかつた。そこで私は瀧川博士の意見をたゞく積りで出掛けたわけだ。博士はその時非常な熱意をもつて賛成し、「それは完成の暁、國際文化振興會あたりの手で翻譯し、『エンサイクロペヂヤ・シニカ』として世界に呼びかけるべきだ。」と云はれたのであつた。」（中村恵「新支那文化の建設——支那百科辭典編纂の提唱」（科學ペン5・5・1940）189頁）。中村恵は当時華北交通会社資料課勤務であつた。

(27) 島善高「中国における瀧川政次郎先生」（古代文化51・2・1999）59頁。

(28) 眞鍋藤治『中華人民共和国の思い出：傘寿記念』（自版・1981.4.6序）3頁。

十三年北京に滝川法律研究所を創設して編集に着手したが、二十万頁に余る原典の収集、翻訳、整理等は膨大な資金と人材を要する事を知った、そこで私は興亜院に交渉し、平井〔庄彦〕事務官を初め熱心な人々の御理解によって、満鉄上海事務所内に「中国法令索引編纂所」を設置し、臨時職員数名（中国人二名）の外、華北鉄道の秋山、竹島氏や、大連本社からも応援を得て、昭和十七年八月『中華民国法令索引』と題して発行することができた。続いて注〔マ〕精衛、陳公博を主席とする南京政府の政府公報を毎月翻訳して一般に販売した。

これと並行して『中華民国現行六法全書』（千二百頁）を翻訳、活字に組み紙型をとって印刷するばかりになっていた。また南京日本大使館も、専任の調査官を任命して、中国法制調査会に協力を要請してきたが、私は湖南軍政部の緊急召集により、長沙市に出張し予定外の長期滞在中に終戦となり、滝川先生⁽²⁹⁾の遠大な中国法制の研究は霧散し、先生生涯の痛恨事であったと思う。」

以上の回想に拠るならば、瀧川法律研究所の創設は後に興亜院華中連絡部編纂『中華民国法令索引 國民政府公報の部』（大同印書館・1942.8）として結実する索引の製作を端緒とするもののように見える。加えて先の『日文新民六法全書』の編纂・出版も行っているわけであるから、所員名簿が管見の限り見当たらないので具体的な所員数は分からないものの、相当な規模の活動を行っていたものと見てよいであろう。

(29) 眞鍋藤治「瀧川政次郎博士の中国在住十三年間の業績」（歴史研究375・1992）65頁。なお眞鍋藤治『中華人民共和国の想い出：傘寿記念』（自版・1981.4.6序）にも「法制係が最も重要で緊急な仕事として、法令索引の編纂と六法全書の完訳〔訳〕があったが、会社では金もかかるし非常時の調査項目としては適当でないとの理由で取り上げられなかった。前者については興亜院の全面的支援で完成し、中国法制調査会から発行したが、重要性の意義と苦心は、滝川博士が序文に明示してくれた。後者は中国法研究所と帝国行政学会後援の下に、五年がかりで全訳を終り、全部紙型をとって出版の準備中、湖南軍政部出仕の為長沙派遣となり、そのまま終戦となった。鶯沢印刷店に出積されたまま日の目を見ずに終わった紙型二千枚は、水子となってしまった。協力された方々に申訳ないと思っている。」（5頁）と回想されている。眞鍋が在籍した満鉄の法制係については眞鍋藤治「法制係の想い出」（上海満鉄会編『長江の流れと共に上海満鉄回想録』（上海満鉄回想録編集委員会・1980）所収）に詳しい。

（２）中国法制調査会

以上の瀧川法律研究所とも関連して言及されなければならないのが中国法制調査会である。これについては荊木美行「瀧川政次郎博士と中国法制史」（皇學館大學紀要52・2014）が瀧川政次郎『法律からみた支那國民性』（大同印書館・1941.5）巻末所収の中国法制調査会趣意書、中国法制調査会会則を引用・紹介している。この会の具体的な活動についても、眞鍋藤治が以下のように回想している。

「昭和十五年三月十三日、近衛内閣は、汪精衛氏の南京政権を承認し、治外法権撤廃を声明してから、中国法制の調査研究はクローズアップされ、滝川博士は、この需要に応ずる為、中国法制調査会を設立して自ら会長となられ、東大の平野〔義太郎〕教授、同文書院の重光〔葵〕教授、興亜院の平井〔庄壱〕事務官、現地弁護士の三上英雄氏（後日本弁護士会長）その他現地の専門家を役員とし、私が常任理事兼幹事となった。また上海毎日新聞は、一週間に亘って座談会形式で連載したが、私は司会者として取纏めをした。⁽³⁰⁾当時日本の法律学者には、支那法を研究する者は殆んどなく、いつのまにやら私が唯一の権威者であるかの如く取扱はれ、内心忸怩たるものがあったが、粗製濫造承知の上で八方に活躍した。先づ当座の入門書として、郡司弘君と共訳の「支那法律体系」を出版した。治外法権撤廃には、大使館側の要望を勘案しつつ、シリーズ物として順次発刊する予定となった、さきに興亜院の委嘱で私が執筆した「中国税法概論」を、治外法権撤廃読本第一巻課税権の巻として、大同院〔印〕書館から出版した。次いで「中華民国憲法概説」を書き、興亜院で印刷した。レポートには上海市政府機構の調査報告がある。その外行政学会が発行していた「支那法令月報」の編集を引受け、終戦まで毎月発行を続けていた。⁽³¹⁾」

「…中国法制調査会が設立された時は、私が常任理事兼幹事として、最重要の地位に置かれた。法体系を異にする中国では、ゲルマン法体系に育て上げられ

(30) 「治外法権撤廃と中國法制」（大陸新報1943.2.1～6・各3面）を指すものと思われる。（上海毎日新聞は1943年2月1日付で大陸新報と合併している。）出席者は森檢吉・松葉秀文・成宮嘉造・岸川正・飛石初次・眞鍋藤治・矢野信行・鎌田壽・奥谷松治・本社側、高橋（正）春山廣田とある。

(31) 眞鍋藤治『中華人民共和国の思い出：傘寿記念』（自版・1981.4.6序）5頁。

た、日本官僚の頭の切替えが最重要事であるとされたが、先生も私も多忙で執筆の暇がなかったため、中国法制学会の泰斗、郭衛氏の「現行法〔制〕大意」を翻訳して急場の間に合わせにする事とした。私と満鉄における私の同僚郡司弘君が原訳し、先生の校閲を経て『支那現〔行〕法律体系』として出版した。⁽³²⁾

中国法制調査会からは終戦までの僅か5年という活動期間ではあったものの、比較的多くの出版物が世に送られている。以下の如くである。

①瀧川政次郎『法律から見た支那國民性』（大同印書館・1941.5）

②周東白（森岡達夫譯註）『實地調査 中國商業習慣大全』（大同印書館・1941.6）

呉桂辰ほか編・周東白校訂『中國商業習慣大全』（世界書局・1923.3）の翻訳書評：内田直作（東亞研究所第六調査委員會學術部委員會編『支那慣行調査彙報』（東亞研究所・1942.2）所収）

③郭衛（眞鍋藤治・郡司弘譯註）『支那現行法律大系』（大同印書館・1942.3）

郭衛『現行法制大意』（上海法學編譯社・1937.4（3版））の翻訳

（但しどの版からの翻訳かは未詳）

④興亞院華中連絡部編纂『中華民國法令索引 國民政府公報の部』（大同印書館・1942.8）

書評（H）（法律時報15-1・1943.1）、市川秀雄（法学新報53-2・1943.2）

⑤中國法制調査會編『中華民國法制年鑑（民國三十一年版）』（大同印書館・1944.1）

新刊紹介（H）（法律時報16-7・1944.7）

この内①～④については「中國法制調査會藏版」とあり、また②～⑤は瀧川による序文を有する。各巻末には「中國法制調査會紀事」として趣意書・会則・役員が示されているのに加えて⑤では会員名簿も附されており、64名に上る会員の全体像を窺うことが出来る。

(32) 眞鍋藤治「瀧川政次郎博士の中国在住十三年間の業績」（歴史研究375・1992）65頁。

他方で瀧川本人は同会につき以上と異なる言明を残している。以下の如くである。

「在来の慣習法の調査を目的とする会で日本人のみならず中国人もいた。私は会長になった。前に述べたように立法制定過程で中国法を採用したいと思ったが、実現出来なかった。だから満州の国情にあわないことは言うまでもない。司法部においてもこの欠陥に気づき、全国に亘って民事慣行調査を行ったのが、この会である。千種達夫さん〔戦後早稲田大学教授〕が、戦後になってその報告書を刊行されている筈です。ともかく民・商事の慣行調査には質問する要綱が決められていましたが、それが日本で行った慣行調査項目と異なるところが少ないため、日本と同じようになってしまいました。従ってその慣行調査は「台湾私法」のように信用のできるものではありません。」⁽³³⁾

文中言及される報告書の原典である満洲國司法部編『満洲家族制度慣習調査 第一巻』（有斐閣・1944）冒頭の千種達夫による「緒言」には「尚本項目の作成には立法委員瀧川政次郎博士が曾て支那で行はれた各種の調査項目を参考資料として提供され…」（10頁）とあるが、他に特段の言及はない。おそらくは清末民国期に行われた習慣調査関係の資料が提供されたものと思われる。

（3）漢籍の収集

瀧川がかなり早い段階から蒐集に意を用いていたことは、「瀧川政次郎『法制綱

(33) 河野昭昌「元「満州国」司法官吏・建国大学教授瀧川政次郎氏に聞く」（漁夫之理4・1991）10頁。なおこの引用中の〔 〕は原文。文中「前に述べたように」とある部分は、先行して「そこ〔満洲国司法部〕では、法典のうち、刑法、刑事訴訟法の編纂主任となり、それが制定された時にはお祝いに賞与を貰いました。私はもっとね「支那人」※の気風にあった法律を作りたいかったですよ。それがね日系官吏の大部分が日本法を押し付けてきて日本法の六法と変わらないものを作ったね。」（同8頁）と述べた部分を指すと思われる。満洲国の法典編纂の性格を考える際には重要な証言になるものと思われる。さらには満洲法冠につき「これも満洲的、つまり中国的なものにしようとしたが、日系官吏の皆に嫌われ、日本風なものにしと言われ、結局日本風なものになった。」（同8頁）と述べ、「色々お話を伺っておりますと先生は日系官吏にとって煙たい存在だったようですね。」との問いかけに「その通りです。私の信念である正直真当に生きましたので、」（同10頁）と答えている。満洲国日系官吏との間に立場の違いがあったことが窺える。他方で日系官吏においても満洲の習慣に興味を抱く者があったことは嘉村滿雄『大陸の微苦笑』（満洲有斐閣・1943）等に見ることが出来る。

係漢籍調査報告書』(謄写版・康徳4(1937))80頁」なる資料が当時の目録に登場することからも窺える。昭和12(康徳4)年瀧川は新京の大火により一旦蔵書を失うものの、北京へと居を移し、大木文庫と並び称される程の個人コレクション「泉石書屋」を蒐集したが、敗戦時悉くソ連によって持ち去られてしまう結果となった。⁽³⁵⁾

泉石書屋についてはその一部を「泉石書屋雑話」(資料戦線⁽³⁶⁾1-1・1940.8)、「支那法制關係係圖書目録 瀧川博士蔵書」(資料戦線1-1、2、5・1940.8、9、12)、「泉石書屋所蔵の漢籍書目に就て」(資料公報3-1~2・1942.1~2)、「泉石書屋所蔵漢籍書目補遺」(資料公報3-7・1942.7)、「泉石書屋蔵滿洲地方志目録」(資料公報3-8、10、11・1942.8~11)等の論考に窺うことが出来るが、7万点にも及んだというその蔵書の全容及び戦後の行方は謎のままである。

瀧川が蒐集した漢籍で辛うじて今日に伝えられたものとしては、当時の司法省の為に瀧川が購入した一連の漢籍がある。これについては既に島善高が瀧川所蔵の文書のうち「司法省のために買得せる漢籍の目録」と題された封筒中にあった漢籍目録を復刻し紹介している。⁽³⁷⁾その後概ねこの目録の通りの順番で請求記号が振られたようで(第17図書室001~377)、現在もこの漢籍群は法務図書館に所蔵されている。⁽³⁸⁾概要は法務図書館図書情報検索システム(<https://search.library.moj.go.jp/opac/complexsearch>)において「件名」欄に「漢籍」と入力して検索するとその大半を見ることが出来る。基本的に館内閲覧のみの扱いとなっている。

また、東方文化學院京都研究所編『東方文化學院京都研究所漢籍簡目(昭和九年七月初訂)』(東方文化學院京都研究所・1934.9)には「瀧川政次郎先生捐」として『唐律疏議殘卷』、『算學源流』が掲げられている(それぞれ39、61頁)。寄贈の経緯は不明だが、後者については「宋版『算學源流』に就いて」(社會經濟史學3-5・1933.8)として専論もあり、関連が注目される。

(34) 『滿鐵大連圖書館増加圖書分類目録(昭和12年度第6號)』(南滿洲鐵道株式會社大連圖書館・1937.12)32頁に収録。同目録凡例には「本號ニハ昭和12年9-10月受入ノ圖書ヲ收録セリ」とある。

(35) 詳細な経緯については嵐義人『余蘊孤抄』(アーツアンドクラフツ・2018)284頁参照。

(36) 『資料戦線』及び『資料公報』については米井勝一郎「滿州国国立中央図書館籌備処処報目次一覧——『資料戦線』『資料公報』1940-1944」(中部図書館学会誌46・2005)も参照。

(37) 島善高「瀧川政次郎氏購入の司法省用漢籍」(法史学研究会会報11・2007)。

(38) 法務図書館「法務図書館が所蔵する漢籍について」(司法法制部季報126・2011)参照。

（４）その他

1931年9月に設立された満洲学会について「康德七年（昭和十五年）に至り本學會の改組が行はれ、會則も改められて法學博士瀧川政次郎氏を常任理事として再出發し、…⁽³⁹⁾」と描かれる通り、同学会の立て直し及びその後の運営に中核的に携わったことが知られる。さらには満日文化協會評議員、財団法人満洲開拓読書協會の満洲側連絡理事や満洲出版文化研究所の理事長を務めたことが指摘されている。⁽⁴¹⁾

おわりに

齋藤博は瀧川の東洋法制史学を評して「日本法制史家で、ここまで中国法制史に精力を投入する人は、かつていなかった。今後も容易に現われないだろう。仁井田陞の中国法制史学を斯界の金字塔とみる人々にとって、その奥の方に、入口からは容易に見えなかった雄大・精緻な高峯がそびえたつことに気付けば、何人といえども驚くに違いあるまい。」と述べる。その「高峯」は独立峰ではなく連峰であり、複雑に入り組む尾根や溪谷について、我々は未だ完全な地図を持ち合わせていない。おそらく今後も瀧川の論考は発掘され続けることであろう。その全貌が明らかになる日は来るのであろうか。日暮れて道遠しの感に苛まれるが、東洋法制史学史の重要な構成要素としてその解明が必須の作業であることは今更言挙げするまでもない。学界全体の課題として追及されるべき問題と言えよう。本拙稿についてもいづれ補遺を期したいと思う。とりわけ目録未収録の瀧川の論考につき、各位からの御教示に預かれれば幸いである。

(39) 「満洲學會と其の貢獻」（満洲帝國政府編『満洲建國十年史』（原書房・1969）916-918頁）参照。

(40) 「満日文化協會と其貢獻」（満洲帝國政府編『満洲建國十年史』（原書房・1969）914-916頁）参照。

後に会長を務めたようであり、佐野照子「瀧川政次郎先生と大岡知篤三先生」（民間伝承42・1978）は「…御高著『法史零篇』に遼陽漢代墳墓參觀記があって、「遼陽南林子漢代古墳」の写真は、「民間伝承」の誌友の三枝朝四郎氏の撮影でございます。瀧川先生が満日文化協會の会長で、三枝氏はその会員であったというのも一つのご縁ではないかと存じます。」（46頁）と述べる。同文中で佐野が引用する大井清「ニヤリ微笑して和了」（民間伝承34・2・1970）には瀧川が鑑真ゆかりの大明寺を視察した際の逸話が語られている。

(41) 岡村敬二『戦前期外地活動図書館職員人名辞書』（武久出版・2017）158頁。

(42) 齋藤博「瀧川史学の研究序説」（獨協大学経済学研究45・1986）23-24頁。

【資料 1】瀧川政次郎東洋法制史関係文献目録（稿）

以下は筆者が搜索し得た瀧川の東洋法制史関係の論考を一覧にしたものである。嵐目録に収録のないものについて※を附し、書籍は太字で表示した。また嵐目録の体裁に倣い、後に書籍に収録された文章は「→満」の如く表示した。在満期を対象としたが、東洋法制史関連で書籍に収録された一番早い論文である「日唐戸籍の比較研究」以降の論考については収録し、日本・西洋関連の文章は割愛した。他に筆名で書かれた記事や瀧川名を騙る贋作が有るかも知れないが、判断材料を欠くため瀧川政次郎名義の文章を管見の限り一先ず全て拾っておくこととする。

「日唐戸籍の比較研究」（文藝春秋6-3・1928.3）→満

「西域出土の唐職官令斷片に就いて」（法學協會雜誌47-1・1929.1）

「令集解に見える唐の法律書」（東洋學報18-1・1929.8）→支法（「令集解に見える唐の法律史料」と改題）

「唐令と日本令」（法學協會雜誌47-9・1929.9）

「支那上代の禮法分化に對する佐伯氏の論難に答ふ」（法律叢論9-2・1930.2）

「唐代奴隸制度研究序説」（社會學雜誌73・1930.5）→支法（「唐代奴隸制度の概説」と改題）

「支那の韻文法律書『宋刑統賦』に就いて」（法律學研究27-6・1930.6）→支法（「支那の韻文律『宋刑統賦』に就て」と改題）

→陳士誠「論我國韻文法律書『宋刑統賦』」（法律評論433・1932）あり（無許可翻訳か）。

「西域出土の唐律殘篇に就いて」（法學協會雜誌48-6・1930.6）

「『宋刑統賦』を紹介す」※（同人明るい家167・1931.8）

「隣邦に於ける法制史の研究」※（法學志林33-11・1931.11）

「棠陰比事の研究」（法學新報42-1、3・1932.1、3）

「唐の告身と王朝の位記」（社會經濟史學2-4、5、6・1932.7～9）→支法

「西域出土唐公式令斷片年代考」（法學新報42-8、10・1932.8、10）→支法

「滿洲の學者を訪ねて」（東亞6-7・1933.7）

- 「宋版「算學源流」に就いて」（社會經濟史學3-5・1933.8）→支法
- 「近代支那に於ける法制史研究素描」（東亞6-12・1933.12）
- 「燕滬遊記」（一）～（五・完）（社會經濟史學3-10、11、4-1、2、3・1934.2～6）
- 董康（瀧川譯）「支那に於ける法典編纂の概要」※（法學新報44-2・1934.2）→支法（「清末民初に於ける法典編纂の概要」と改題）
- 「唐の法制」（仲摩照久編『隋唐の盛世』（世界文化史大系7）（新光社・1934.5）、小沼勝衛編『隋唐の盛世』（東洋文化史体系3）（誠文堂新光社・1938.7）へ再録）→支法（「唐代法制概説」と改題）
- 王晞辰譯「唐代法制史略」（清華周刊42-7・1934）あり。
- 「唐の太宗とその時代」（改造16-8・1934.7）→滿
- 「唐の太宗と刑律」（東亞7-7・1934.7）→滿
- 「ペリオと「唐公式令」」※（セルパン43・1934.9）
- 「法律に現れたる陰陽五行説」（東亞7-12・1934.12）
- 可均譯「中國法律上所表現的陰陽五行説」（邁進月刊1-5・1935）あり。
- 『法制思想』（岩波講座東洋思潮 第7回）（岩波書店・1935.1）
- 「滿洲國司法制度ノ現在及ヒ將來」※（法律時報7-7・1935.7）→支法（「滿洲建國當初の司法制度概觀」と改題）
- 「支那に於ける法律家の產地」（歴史教育10-7・1935.10）→滿
- 「滿洲土産黒貂裘」※（法曹雜誌2-12・1935.12）→滿
- 「八百年前の日滿密貿易事件」※（法曹雜誌3-1・1936.1）→滿（「日遼密貿易事件」と改題）
- 「清代貂皮制度考」※（法曹雜誌3-1・1936.1）→支法（「貂に關する清朝の法制」と改題）
- 「日渤海歡佳話」（滿蒙17-1・1936.1）→滿（「日渤海詩文の贈答」と改題）
- 「日本土産檳榔扇」※（法曹雜誌3-2・1936.2）→滿
- 「牛馬人の爭訟を斷ず」※（法曹雜誌3-3・1936.3）→滿
- 「遼之奇刑『射鬼箭』考」※（法曹雜誌3-4・1936.4）
- 「清代蒙古官爵考」（一）（二・完）※（法曹雜誌3-5、6・1936.5、6）→支法
- 「射柳考」※（法曹雜誌3-5・1936.5）→滿（「遼金の射柳祈雨俗」と改題）

「遼之奇刑『射鬼箭』考」(刑政49-6・1936.6)

「渤海打毬考」※(法曹雑誌3-6・1936.6)→満(大幅増訂の上「日渤打毬の競技」と改題)

「清朝の司法制度」(法曹雑誌3-7・1936.7)→支法(「清代司法制度概説」と改題)

「吉林旅行の一收穫」※(法曹雑誌3-9・1936.9)→満(「吉林にて満洲旗人の武器を見る」と改題)

「唐の太宗を疑ふ」※(法曹雑誌3-10・1936.10)→満

「瓦券」※(法曹雑誌3-11・1936.11)→満(「瓦券瓦約」と改題)

「古法遺棄」※(満洲行政3-11・1936.11)→満(「古法遺棄」と改題)

「牛耕式に書かれた證券」※(法曹雑誌3-12・1936.12)→満(「牛耕式に書かれた券契」と改題)

「鮮満史に於ける土地附合に關する慣習」※(地友會雑誌1-3、2-2・1936.12、1937.4)→支法(「鮮満史の土地附合慣行」と改題)

「東京城出土の版位に就いて」(歴史教育11-10・1937.1)→満(「東京城出土の版位」と改題)

「紅契と白契」※(法曹雑誌4-1・1937.1)→満(大幅増訂)

「畫押、畫指、手押及び其他」※(法曹雑誌4-2・1937.2)→満(大幅増訂の上「漢土證記方法各種」と改題)

「零本『唐律明法類説』に就て」※(法曹雑誌4-3・1937.3)→満(「零本「唐律明法類説」考證」と改題)

「法冠考」(法曹雑誌4-4・1937.4)→支法(「満洲法冠考」と改題)

「清史考刑法志の筆者張爾田と語る」※(法曹雑誌4-4・1937.4)→満

「東京城出土の鴟尾に就いて」(満蒙18-4・1937.4)→満(「東京城出土の鴟尾」と改題)

「神尾式春氏の「契丹佛教文化史考」を読む」※(満洲行政4-3・1937.4)

『日文満洲制裁法規』(大同印書館・1937.4)

「道光五年の熱河都統告示」※(法曹雑誌4-5・1937.5)→満

「多倫諾爾の喇嘛廟」(満鐵調査月報17-5・1937.5)→満

「渤海史話」※(上)(下)(大阪毎日新聞(満洲版)1937.7.4、6・各5面)→満

「序」※(加藤泰造『日唐令の研究』(加藤泰造・1937.9)所収)

「清律の成立」（法曹雑誌4-12・1937.12）→支法

「北京と日本」（中央公論53-5・1938.5）→滿

「我觀新民主義」（改造20-6・1938.6）

→後に新民會中央指導部『新民主義論叢』（中華民國新民會中央指導部・1938.8）に収録

「北京の大學」※（東京日日新聞（夕刊）1938.2.18～20、22、23・各3面）→國民

→後に衆議院調査部『對支文化工作に対する論調』（調査資料第14輯）（衆議院調査部・1938.3）に収録

董康（瀧川譯）「殘本龍朔散頒格與唐律之對照」※（法學新報49-4・1939.1）→支法（「殘本龍朔散頒格と唐律との比較」と改題）

「中南支に如何なる關心を持つか（4）北京廣東間に特急」※（大陸新報1939.2.3・朝刊1面）

「北支開發と法律問題」※（ダイヤモンド27-5・1939.2）

「明の房契に就て」※（法曹雑誌6-3・1939.3）→滿（「明の房契」と改題）

「新京」※（滿洲行政6-4・1939.4）→滿

「舊支那の動脈「大運河」」（文藝春秋現地報告時局増刊19・1939.4）→滿

「學界の耆宿平沼淑郎博士を想ふ」※（經濟史學（早稻田大學）5・1939.5）

「大清會典に就いて」（法律時報11-6・1939.6）→支法（「慣行調査と大清會典」と改題）

「北京宮殿の品級山」（歴史教育14-3・1939.6）

『日文新民六法全書』（新民印書館・1939.6）

「宦官き、がき」※（文藝春秋現地報告時局増刊22・1939.7）→國民

「董康氏の親族相續法修正案」（一）～（五・完）※（法曹雑誌6-8～12・1939.8～12）

「北京と象」（東亞學1・1939.9）

「圓明園の廢墟に立ちて」（中央公論54-9・1939.9）

「日本的東洋史教育の建設」（歴史教育14-6・1939.9）

『滿支史説史話』（日光書院・1939.9）〔滿〕

『臨時・維新兩政府法令輯覽』（新民印書館・1939）

「法律博物館と法律古文書館」※（法曹雑誌7-1・1940.1）

「北京と宦官」※（觀光東亞7-3・1940.3）

- 「北京の遺跡をさぐる」※（協和（滿鐵社員機關誌）14-5・1940.3）
- 「相公き、がき」※（文藝春秋現地報告時局増刊30・1940.3）→國民
- 『支那法制史研究』（有斐閣・1940.4）〔支法〕
- 「法律に現れたる支那國民性」（現地報告8-6・1940.5）→國民
- 「新支那に於ける法律の根本問題」※（太平洋3-6・1940.6）→國民
- 「邦人の大陸化」※（東京日日新聞（朝刊）1940.6.4～7、各5面）→國民
- 「北京」※（大陸（改造社）3-7・1940.7）
- 「元の經世大典と金玉新書」（書香124・1940.8）
- 「泉石書屋雜話」（資料戰線1-1・1940.8）
- 「支那法制關係圖書目錄 瀧川博士藏書」（資料戰線1-1、2、5・1940.8、9、12）
- 「法制史家の見たる支那民族性」※（外務省調査部『支那統治に關する論叢（續編）』（外務省調査部・1940.9）所収）
- 「（對談記）法令面に現れた重慶政府の現状を語る」※（眞鍋藤治との對談）（滿洲經濟1-8・1940.9）
- 「『各國政藝通考』について」※（收書月報57・1940.10）
- 「宋の慶元條法事類に就て」（一）（二・完）（法學協會雜誌58-10、11・1940.10～11）
- 「法の字の解釋」※（滿洲行政7-10・1940.10）→國民
- 「龍筋鳳髓判について」（社會經濟史學10-8・1940.11）
- 「四大千」※（新京圖書館月報46・1940.11）
- 「民國初年に於ける滿洲の慣行調査」※（滿洲行政7-12・1940.12）→國民
- 「新春座談 新京の卷 妾・結婚・家族制度」※（大阪毎日新聞（北・南滿洲版）1941.1.19、21・各5面）（井野英一、野田市太郎と對談）
- 「日本法理と支那法理」※（現地報告9-2・1941.2）→國民
- 「文苑英華の判について」（上）（下）（東洋學報28-1、2・1941.2、6）
- 「挨拶」※（資料公報2-3・1941.3）
- 「近世の漢律研究について」（史學雜誌52-4・1941.4）
- 「日渤海交通佳話の吟味」※（滿洲の技術18-145・1941.4）→零
- 『日本法理と支那法理』（日本法理研究會・1941.4）→國民
- 「日・渤海官制の比較」（建國大學研究院研究期報1・1941.5）

- 「清朝文官の服制」（國立中央博物館時報11・1941.5）
- 『法律から見た支那國民性』（大同印書館・1941.5）〔國民〕
- 『宋元驛制紀事 永樂大典所引「金玉新書」及「經世大典」逸文』（建國大學研究院
各班研究報告7・1941.6）⁽⁴³⁾
- 『中華民國臨時政府民法親族相續編修正案』（司法資料第270號）（司法省調查部・
[1941.6]）
- 「流沙墜簡に見える漢代法制の研究」（滿洲學報6・1941.6）
- 「序」（周東白（森岡達夫譯註）『實地調查 中國商業習慣大全』（大同印書館・
1941.6））
- 「法諺から見た支那國民性」※（現地報告9-7・1941.7）→零
- 「（彙報）明清律の研究」（史學雜誌52-7・1941.7）
- 「支那の兵學と兵書」（資料公報2-7/8・1941.8）
- 「日本に於ける漢籍の保存」（資料公報2-9・1941.9）
- 「斷想」※（學叢1-3・1941.10）
- 「遼金の古城址 北滿古蹟調查報告」（滿洲古蹟古物名勝天然記念物保存協會誌1・
1941.10）
- 「建國十周年を迎えて 滿洲國の地位 大東亞共榮圈に於ける」※（滿洲新聞
1942.1.3・4面）→零
- 「清代文武官服制考」（史學雜誌53-1・1942.1）
- 「泉石書屋所藏の漢籍書目に就て」（上）（下）（資料公報3-1～2・1942.1～2）
- 「漢代法制の研究」（建國大學研究院月報5・1942.1）→零
- 「大東亞文化建設論」※（滿洲日日新聞1942.2.4～6、各2面）
→後に滿洲司法協會編『（滿洲國）常識模範論說全集（續編第一輯）』（滿洲司
法協會・1942.7）に収録
- 「大東亞に於ける滿洲國の地位」※（世界知識15-3・1942.3）

(43) なお嵐目録にはこれとは別に「宋元官制紀事（建國大學研究院法律研究班研究報告 建國大學研究院 康德7年（昭和15年））なる書籍を収録するが、これを検索出来ない。『建國大學要覽 建國大學研究院要覽（康德9年度）』（建國大學・1940.7）所収の「研究院出版物一覽」にも『宋元驛制紀事』はあるが『宋元官制紀事』はない。単なる誤記か実際に刊行されたものか、よく分らない。

「指婚考」※（法學新報52-3・1942.3）

「序」（郭衛（眞鍋藤治・郡司弘譯註）『支那現行法律大系』（大同印書館・1942.3）所収）

「法制」※（支那問題辭典編集部編『支那問題辭典』（中央公論社・1942.3）所収）

「滿洲建國十年 その大東亞に於ける地位」（中央公論57-4・1942.4）

「（読書票）亙理彰三郎著 漢土の王道思想」※（滿洲新聞1942.4.20・4面）

「文教部の復活」※（滿洲日日新聞（夕刊）1942.5.12・1面）

「明代刑法典概説」（一）（二・完）（法學協會雜誌60-6、7・1942.6〜7）

「象と法律」※（財政7-6・1942.6）→零

「國民編成の討議（建大教授團座談會）」※（藝文（滿洲文化綜合雜誌）1-7・1942.6）

「文化十年建設の跡 法制」※（1）建國以前、（2）「法匪」の惡名、（3）治外法權撤廢、（4）驚異的進展（滿洲新聞1942.6.27〜30・各4面）→零（「滿洲法制十年史の横顔」と改題）

「泉石書屋所藏漢籍書目補遺」（資料公報3-7・1942.7）

「蘇州ところどころ」※（藝文1-8（滿洲文化綜合雜誌）・1942.7）→零

「遼陽漢代墳墓參觀記」※（上）（中）（下）（滿洲日日新聞1942.7.22〜24・各4面）→零

「上海の變貌」※（上）（下）（滿洲日日新聞（夕刊）1942.8.5〜6・各1面）

「序」（興亞院華中連絡部編纂『中華民國法令索引 國民政府公報の部』（大同印書館・1942.8）所収）

「泉石書屋藏滿洲地方志目錄」（上）（中）（下）（資料公報3-8、10、11・1942.8〜11）

「支那法研究書二種」※（法律時報14-9・1942.9）

「滿洲國法律研究の現状とその文獻」※（讀書人2-9・1942.9）

「何紹基の事ども」※（一）〜（四）（滿洲日日新聞1942.10.8〜11・各4面）→零（「何紹基と菅先生」と改題）

「勞乃宣を憶ふ」※（滿洲日日新聞1942.10.19・4面）→零

「明代官途必携書「官常政要」に就て」（史學雜誌53-10・1942.10）

「火と法律」※（滿洲經濟3-10・1942.10）→零

中國事情研究會編『異民族の支那統治史概觀』（中國事情研究資料第8號）（中國事

情研究會・[1942.10]）

「蘇州遊記」（其一）（其二）（社會經濟史學12-7、8・1942.10～11）

「平康里・教坊・樂戸」※（藝文1-12（滿洲文化綜合雜誌）・1942.11）→零

「東京城再遊記」（文藝春秋20-11・1942.11）→零

「圖書館茗話」※（一）～（四）（滿洲日日新聞1942.12.12、13、15、16・各4面）

「清末に於ける慣行調査」※（法曹雜誌9-11/12・1942.12）

「滿洲地方志目錄」※〔連載号数に乱れあり〕（地方行政9-12、10-1、2、3、6・1942.12～1943.6）

「隨筆 新年の景物」※（滿洲新聞1943.1.1・4面）→零（「梟首」と改題）

「「提牢備考」について」（弼政（康德10年3月號）・1943.3）

→後に滿州矯正追想録刊行會編「追想録 動乱下の滿州矯正」（同会・1977）に収録

「文選閣名義考」（圖書館雜誌37-3・1943.3）

「天一閣憑弔記」（乾）（坤）（圖書館雜誌37-3、4・1943.3～4）

「闕所考」※（上）（中）（下）（滿洲新聞1943.4.6～8・各4面）→零

「うひらう考」※（滿洲日日新聞1943.5.4～6・各4面）→零

「匿名の書」※（書光1・1943.5）→零

「奉天と清代の法律學」（收書月報88・1943.5）→零

「支那法諺續貂」※（滿洲經濟4-5・1943.5）→零

「金吾事例」（資料公報4-5・1943.5）

「鞍庫則例」（資料公報4-6・1943.6）

「面子と形式性」※（滿洲開拓青年義勇隊訓練本部編『國語 下の巻』（富山房・1943.7）所収）

「三父八母」（書香15-7・1943.7）

「沈家本の紀功碑」※（法曹雜誌10-4・1943.8）

「清末民初の法律資料解題」（資料公報4-7/8・1943.8）

「武備院所藏武具目錄」（資料公報4-9・1943.9）

「「登時」なる語に就いて」（歴史學研究113・1943.9）

「戸部則例考」（社會經濟史學13-6・1943.9）

「陵寢源流考」※（法學新報53-9・1943.9）

『法史零篇』（五星書林・1943.9）〔零〕

「興京紀行」（書香15-10・1943.10）

「古文書學てほどき」（資料公報4-10・1943.10）

「序」※（滿洲法學會編『滿洲國六法全書』（大同印書館・1943.10）所収）

「滿洲國立法史概要」※（滿洲法學會編『滿洲國六法全書』（大同印書館・1943.10）所収）

「序」※（國立中央圖書館籌備處編『舊盛京內務府藏 順治年間檔』（大滿洲檔案第二部第一冊）（國立中央圖書館籌備處・1943.12）所収）

「遼の遺跡を巡る」（一）（二）※（滿洲公論2-12、3-1・1943.12～1944.1）

『遼律之研究』（島田正郎と共著）（大阪屋號書店・1944.1）

「序」（中國法制調查會編『中華民國法制年鑑（民國三十一年版）』（大同印書館・1944.1））

「婚書」（資料公報5-2・1944.2）

「伏約」（資料公報5-3・1944.3）

「休書」※（滿洲經濟5-3・1944.3）

「蒙古慣習法と元典章」（北窗5-5/6・1944.3）

「北方文獻研究會シンポジウム」※（北窗5-5/6・1944.3）

「獄神廟」（資料公報5-4・1944.4）

「私の提言 [ハガキ回答]」※（女性滿洲3-4・1944.4）

「阿公祠」（資料公報5-5・1944.5）

「竹夫人」※（滿洲經濟5-5・1944.5）

「以齒報齒」※（滿洲經濟5-6・1944.6）

「元刻「通典詳節」について」（資料公報5-6・1944.6）

「泉石書屋所藏の明の畢白嚴關係の圖書四種」（資料公報5-7・1944.7）

「養廉銀」※（滿洲經濟5-7・1944.7）

「熨斗」※（藝文（滿洲藝文聯盟）1-6・1944.7）

「支那古習俗雜話（一）唾壺」※（旅行雜誌11-7・1944.7）

「支那古習俗雜話（二）生齒改元」※（旅行雜誌11-8・1944.8）

「支那古習俗雑話（三）東満の鷹」※（旅行雑誌11-9・1944.9）

「悪」※（満洲公論3-10・1944.10）

「肅慎の隼」※（満洲經濟5-10・1944.10）

「北京の乞食」※（藝文（満洲藝文聯盟）1-9・1944.10）

「支那の西域統治に就て」（資料公報5-8/9/10・1944.10）

「『古今治平略』の進展」（資料公報5-11・1944.11）

「鳩杖」※（満洲經濟5-11・1944.11）

「李日華の『官制備考』」（資料公報5-12・1944.12）

山口經濟専門學校東亞經濟研究會編『支那社會經濟大辭典』第一卷（アーカ）（大雅堂・1944.12）「委任官」等108項目、キーコ部分原稿186項目。→【資料2】を参照。

「洛陽より歸りて」※（満洲公論4-1・1945.1）

「皇明世法錄考」（史學雜誌56-2・1945.2）

「狗を叱つて離婚せらる」※（藝文（満洲藝文聯盟）2-3・1945.3）

「洛陽牡丹考」（北方園3・1945.3）

【資料2】『支那社會經濟大辭典』所収の瀧川担当項目

・第一卷（アーカ）108項目

委任官、韋方質、違令罪、永佃・永佃權、越訴、會典簡明錄〔エテンカンメイロクと読んでいるが、カイテンカンメイロクでも項目あり〕、爰書、圓明園（「圓明園則例」部分）、王公處分則例、王肯堂、王式通、王樵、應劭、枉法、溫公書儀、恩赦、穩婆、海員工會組織規則、海軍部組織法、會計師（會計師條例の部分）、會計法、開元格式律令事類、開元後格、開元式、開元新格、開元前格、開元律疏、開元律令、開元禮、開元路、外交部、開皇律令、解試、會社（會社法の部分）、海商法、海上捕獲條例、回贖、獬豸、會同館（清水・瀧川）、廻避、海防奏議、外務部、海洋漁業管理局組織條例、加役流、加銜、夏官（白尾・瀧川）、果毅（瀧川・宮崎）、火器營、科擧、和凝、學官、樂戸（瀧川・日野）、學習推事、革職留任、學正、學政、學政全書、學田、學堂章程（瀧川・鈴木）、革罷、樂部、學部、學務處、嘉慶會典、課戸（瀧川・鈴木）、過更、賈充、過所、科場條例、華制存攻、河川法、火牌、河泊所（清

水・瀧川)、駕部、牙保、過房、嘉量、花翎、干、姦・姦、管轄治理權、漢官六種、漢軍八旗、官戸(瀧川・曾我部)、監獄、監獄官制、監獄規則、監護人、監察院(瀧川・中村)、監察御史、監察權、觀察使(瀧川・曾我部)、觀察處置使、監察人、管收民事被告人規則、看守所、關津、漢制考、姦通罪、關内侯、簡任官、漢律考、漢律輯證、漢律摭遺、漢律類纂、官吏服務規程、翰林院、監臨官

登場する「共著」者については清水〔泰次〕、白尾〔陽光(靜二)〕、日野〔開三郎〕、鈴木〔俊〕、曾我部〔靜雄〕、中村〔常三〕と推定される。執筆者については「最後の巻にこれを表示する豫定」(凡例4頁)であった最終巻が刊行されなかったため、残された史料から推定する他ない。

・キーコ部分原稿186項目

寄移文存、羈押、疑獄、疑獄集、鬼妻、棄妻、疑罪、義子、技師登記法、儀制、旗籍清吏司、義絶、客女、牛弘、救荒活民書(瀧川・長澤)、休妻(瀧川・西山)、丘濬(瀧川・穂積)、九章律、宮中現行則例、九朝律考、九等戸、九寺、郷、恐喝、強牽、行政院、行政院會議、行政執行法、行政訴訟法、行政法院、郷鎮公所、競田、教民榜文、協理大臣、居間業(瀧川・西山)、玉堂雜記、御史、御史臺、御史大夫、禁、金吾事例、近代中国立法史、欽天監、虞衡清吏司、勲(瀧川・松崎)、軍(瀧川・那波)、郡、軍衛法、軍器監、軍機防護法、郡守、刑、剽、磬・磬、刑案滙覽、刑官、鵝姦、警官學校、刑具、經濟委員會、經濟部、警察、警察官、警察廳、刑事訴訟法、揭帖、警長、刑統、刑統賦、刑部說帖、刑部則例、刑法、桂萬榮、警務處、刑名(瀧川・小早川)、刑律草案、決事都目、決事比、檢察、縣參議會、元首、元帥、縣政全書、縣組織法、憲台通記、限定繼承、減等、憲法、憲法大綱、憲本重大信條、五院制度、絞、行移體式、考課、香火地、鑛業條例、鑛業法、勾決、紅券、考試院、公主、工廠、工商同業公會、工商部、工廠法、鑛場法、荒政輯要、江蘇省例、皇朝詞林典故、皇朝藩部要略、光緒新法令、光緒政要、郷鎮自治施行法、交通稅、交通部、皇帝、工程做法、強盜、公同共有、高等法院、工部、工部軍器則例、工部續增則例、工部則例、工部保固則例、公文程式、候補、交民巷、皇明詔制、皇明詔令、皇明制書、皇明世法錄、皇明寶訓、公務員恤恤金條例、公務員懲戒法、江庸、光祿寺則例、光祿大夫、幸魯盛典、互易、舉人、五會典、吾學錄初編、故宫博物院、國會組織法、告身、

國籍法、告密、國民政府組織法、國民政府統一解釋法令彙編、國民大會、國民黨總章、國務院、國有荒地承墾條例、五軍道里長、五刑、五權憲法、古今法制表、乍作、誤殺、戸籍、戸絶、胡長清、國家基本法、戸部、戸部軍需則例、戸部執照、戸部漕運全書、戸部則例、戸部籌餉海防新章、古物保存法、戸部爐藏則例、戸律、五禮通考、婚書、婚生子、學士、格式の178項目、ボツ原稿として會同館、學堂章程、課戸、何健民、課口、樂戸、王用賓、柯凌漢の8項目、全186項目477枚が残されている。登場する「共著」者についてはそれぞれ西山〔榮久〕、穗積〔文雄〕、松崎〔壽和〕、那波〔利貞〕と推定される。

【附記】

① 瀧川の処女論文とみられる「泰山に登り聖廟に詣づる記」（（第一高等學校）校友會雜誌271・1918.4）は中国に関する文章であることを指摘しておく。瀧川は「東京在住桃山中学校（旧制）卒業生座談会（第一部）」（桃山学院年史紀要1・1981）において桃山中学校における思い出を語る中で大正六年の中国旅行に触れ、「泰山に登るという長い文章を書いて、「桃蹊」に出したのですが、それ私の書いたもので、印刷になった最初のもので、何んとか手に入れたいと思うんですが。」（12頁）と述べている。桃山学院史料室に問い合わせた所、大正期の『桃蹊』誌はごくわずかしかな所蔵が無く、確認出来ないとのことであった。ただ、加えて瀧川政次郎「老いのくりごと」（桃蹊（復刊）4・1978）においても「「泰山に登り曲阜廟に詣づる記」を『桃蹊』に載せた。」と述べられていることを御教示頂いた。『校友會雜誌』に載せたものを『桃蹊』と勘違いしている可能性もあるが、『桃蹊』誌にも書いていたとすると、刊行時期によってはそちらの方が処女作となる可能性がある。

② 本拙稿の作業中、東洋法制史関連ではないものの、嵐目録未収録の「指紋と畫指」（犯罪學雜誌2-3・1929.9）、「死刑史斷片」（犯罪學雜誌5-1・1931.9）、「落魄した一學者」（話3-1・1935.1）等の瀧川の手になると思われる文章を搜索し得た。特に「落魄した一學者」は「東城市郎先生といへば、名だたる羅馬法學者である。」との書き出しに始まり、「東城先生の藏書は、全部私が最近まで奉職してゐたC大學が之を買受けることになつた」顛末が書かれている。瀧川が奉職した「C大學」と

は中央（Chuo）大学以外になく、文章中「昭和八年十一月の或る日」とあるのも『中央大学五十年史』（中央大学・1935）に「昭和八年十一月、春木一郎博士の蔵書全部を購入す」（98頁）とあるのとは一致する。当時春木一郎は未だ存命であり、本人に遠慮して実名は伏せて春木一郎を春→東（陰陽五行説では春は東に相当）、木→城（音通）、一→市（音通）、郎（そのまま）と変換したのではなかろうか。加えて住所も本郷西片町を本郷東片町と書き換える念の入れようである。また契約の証に預かったと紹介される洋書4点即ち「アイマルス・リヴァルリウスのキウイウソス・ヒストリアリ・ユリス（西暦一五二二年版）と、ラモスのツリボニアヌス（西暦一七五二年版）と、ゴトフレプスのフォンテス・クアツオル・イン・ウヌス・コレクチ（西暦一七五三年版）と、ガーイウスの初版（西暦一八二〇年版）との四冊」につき吉原達也先生に原著を同定頂き、その情報を元に中央大学図書館へ問い合わせたところ、同館所蔵の『旧春木文庫蔵書目録』と照合頂いたところ、4冊とも文庫に含まれており、目録上連番で登録されているとの回答を頂いた。この逸話が実話であるとすれば、稀代の碩学であった春木一郎の蔵書が、これまた稀代の碩学であった瀧川の手によって中央大学の所蔵に帰したという歴史的瞬間を記録した文章ということになる。

（本研究はJSPS科研費21K01101の助成を受けたものです。）